

6 学校訪問について

1 学校訪問の目的

秋田県「学校教育の指針」を基調とし、「南の学校教育の重点」（p5、6）等に基づいて指導や助言、支援を行うことにより、「本県学校教育が目指すもの」の達成のために、それぞれの地域や学校の実情に応じた、豊かで活力のある教育活動の具現化に資する。

2 実り豊かな研修のために

(1) 全般についての留意点

- ・訪問期日の設定に当たっては、計画的、継続的な研修になるよう、1年間の研修の流れの中に効果的に位置付けること（一定の期間に集中しないよう留意すること）。
- ・自校の研修のねらいや推進状況等に応じて、研究授業及び研究協議会等の研修内容・日程等を適切に定め、研修が充実し成果が上がるよう工夫をすること。
- ・学校全体における研修となるよう、各種訪問に向けた授業構想会や指導案検討会、研究協議会のもち方を検討したり、協議内容の共有方法を工夫したりするなどし、校内研修の充実を図ること（他学年や他教科等の実践を互いに生かしながら研修を充実させることができるよう配慮すること）。
- ・幼保、小、中の連携や小学校間及び中学校間の連携を深めるために、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりとした幼児の成長や、同一中学校区内の小・中学校で育成を目指す資質・能力を共有したり、実態把握のための情報交換をしたりするなど、研修のもち方を工夫すること。

(2) 訪問に係る事前相談について

- ・研究を進めたり学習指導案を作成したりする上で、悩みや疑問等が生じた場合は、訪問者に電話等で問い合わせるなどして、当日の研修が有益なものとなるようにすること。
- ・訪問の実施に関する相談がある場合は、速やかに訪問者に電話等で連絡すること。

3 学校訪問の形態、内容等について

(1) 所長等訪問

※旅費は県教育委員会が負担

内 容（訪 問 者）	留 意 事 項
学校経営全般についての指導や助言に当たる。 （所長、出張所長 他）	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営説明及び全教員の授業提示を行うこと。 ◇日程や内容等は副主幹、管理主事が市町村教育委員会を通じて連絡する。

(2) 計画訪問

※旅費は県教育委員会又は市町村教育委員会が負担

形 態	内 容（訪 問 者）	留 意 事 項	送 付 資 料
指定校訪問	指定校等に対し、研究の内容、推進の仕方などについて指導や助言に当たる。 （指定校担当指導主事等）	<ul style="list-style-type: none"> ・指定領域に関わる研究内容の説明、教科等の授業提示及び全体研修会等を行うこと。 ◇教育庁の担当課指導主事等及び南教育事務所主任指導主事も同行する場合がある。 	<input type="checkbox"/> 学習指導案 <input type="checkbox"/> 訪問当日の日程
少人数学習等加配校訪問	指導方法の工夫改善に係る加配校等に対し、指導と運用の在り方について指導や助言に当たる。 （少人数学習担当指導主事等）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定授業（少人数指導又はTTによる授業）及び、少人数学習等に関わる質疑応答及び指導助言の時間を、各1時間設定すること。 ・目的に沿った内容となるよう、日程等について、訪問する指導主事と訪問日の3週間前までに連絡をとること。 	<input type="checkbox"/> 学習指導案 <input type="checkbox"/> 訪問当日の日程 <input type="checkbox"/> 状況説明で使用する資料
※訪問についての詳細は、当該校に配付する「令和6年度少人数学習等加配校訪問について」を参照すること。			

形態	内容(訪問者)	留意事項	送付資料
児童生徒支援加配・生徒指導専任加配及び養護教諭加配に係る教員加配校訪問	児童生徒支援加配校・生徒指導専任加配校・養護教諭加配校に対し、指導と運用の在り方について指導や助言に当たる。(生徒指導担当指導主事等)	<ul style="list-style-type: none"> ・全学級(特別支援学級を含む)の授業提示と生徒指導の取組状況及び加配教員の運用状況の説明等を行うこと。 ・目的に沿った内容となるよう、日程や全体研修会等について、生徒指導担当指導主事と訪問日の3週間前までに連絡をとること。 ・原則として、2年に1回は全体研修会を開催すること。 ・原則として、10学級以上の学校は、全学級の授業提示を2時間に分けて設定すること。 ◇特別支援教育担当指導主事が同行する場合がある。	<input type="checkbox"/> 学校経営説明資料 <input type="checkbox"/> 授業一覧(当日の日程を含む) <input type="checkbox"/> 取組説明で使用する資料 <input type="checkbox"/> 全体研修で使用する資料(実施する場合) <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針(令和6年度版) <input type="checkbox"/> 学校生活に関するアンケート用紙等 <input type="checkbox"/> 加配教員(養護教諭を除く)の授業時数(最大授業時数)が把握できる資料
生徒指導訪問	生徒指導上の課題及び学校が抱える生徒指導上の諸課題等について指導や助言に当たる。(生徒指導担当指導主事等)	<ul style="list-style-type: none"> ・全学級(特別支援学級を含む)の授業提示及び全体研修会(生徒指導の取組状況説明を含む)を行うこと。 ・目的に沿った内容となるよう、日程や全体研修会等について、生徒指導担当指導主事と訪問日の3週間前までに連絡をとること。 ・原則として、10学級以上の学校は、全学級の授業提示を2時間に分けて設定すること。 ◇特別支援教育担当指導主事や社会教育主事が同行する場合がある。	<input type="checkbox"/> 学校経営説明資料 <input type="checkbox"/> 授業一覧(当日の日程を含む) <input type="checkbox"/> 取組説明で使用する資料 <input type="checkbox"/> 全体研修で使用する資料 <input type="checkbox"/> 学校いじめ防止基本方針(令和6年度版) <input type="checkbox"/> 学校生活に関するアンケート用紙等
特別支援学級等新設・増設校訪問	特別支援学級(通級指導教室を含む)が新設及び増設された学校に対し、教育課程の確認、学級経営や指導力向上に向けた指導や助言に当たる。(特別支援教育担当指導主事)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象学級の授業提示及び研究協議会、研修会を行うとともに、その内容の共有方法を工夫すること。 ※「通級による指導実践研修」や「特別支援学級実践研修」と併せて実施することも可能である。	<input type="checkbox"/> 学習指導案 <input type="checkbox"/> 訪問当日の日程 <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画 <input type="checkbox"/> 対象学級の年間指導計画
教科等訪問	各教科等や特別支援教育の指導の在り方について、「学校教育の指針」等に照らして指導や助言に当たる。(教科等担当指導主事、特別支援教育担当指導主事)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる教科等や特別支援教育の経営説明及び授業提示、研究協議会を行うこと。 ◇地域との連携に関する助言等を行うために、社会教育主事が同行する場合があること。 ※特別支援教育の訪問については「通常の学級実践研修」や「通級による指導実践研修」「特別支援学級実践研修」と併せて実施することも可能である。	<input type="checkbox"/> 学習指導案 <input type="checkbox"/> 訪問当日の日程 <input type="checkbox"/> 当該教科等の年間指導計画 <input type="checkbox"/> 道徳教育全体計画の別葉(道徳科) <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画(特別支援教育) <input type="checkbox"/> 個別の指導計画(特別支援教育)

(3) 中堅教諭等資質向上研修及び初任者研修修了者訪問・中堅教諭等資質向上研修対象者訪問

※旅費は県教育委員会が負担

形態	内容(訪問者)	留意事項	送付資料
中堅教諭等資質向上研修及び初任者研修修了者訪問	中堅教諭等資質向上研修修了者、初任者研修修了者に対し、原則として修了次年度に授業等への指導や助言に当たる。(教科等担当指導主事)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる教員の授業提示及び研究協議会を行うこと。 ※令和5年度中堅教諭等資質向上研修事務所研修Ⅱの際に授業を提示した教員は除く。	※教科等訪問に準じる。
中堅教諭等資質向上研修対象者訪問	中堅教諭等資質向上研修対象者に対し、研修当該年度に授業等への指導や助言に当たる。(教科等担当指導主事)	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる教員の授業提示及び研究協議会を行うこと。 ※令和6年度中堅教諭等資質向上研修対象教員全員が授業を提示する。	※教科等訪問に準じる。

(4) 義務教育課員等による学校訪問（詳しくは、義務教育課員等による学校訪問実施要項を参照）

※旅費は県教育委員会が負担

形態	内容(訪問者)	留意事項	送付資料
要請訪問A (国語、社会、算数・数学、理科、外国語活動・外国語)	各学校の研修計画に基づく授業研修等を行う場合や各市町村教育委員会又は各地区の教育研究会等がテーマ研究に係る研修会等を行う場合に、要請に応じ指導や助言に当たる。 (*1「ユニット2」)	・次の二つの視点からの指導や助言が可能である。 ①「授業改善の推進」の視点 ②「テーマ研究の支援」の視点 ・①を中心とするが、①、②の両方を希望する場合は学力向上・教育情報化推進チーム訪問担当にその旨を連絡すること。 ・訪問回数は、要請訪問Aは1回、要請訪問Bは年2回程度の訪問を行う。 ・期日は、要請訪問Aについては推進チームと南教育事務所が協議の上決定し、要請訪問Bについては推進チームが必要に応じて各学校と協議の上決定する。	①のみの場合 <input type="checkbox"/> 研究計画 <input type="checkbox"/> 学習指導案 ※本時の指導の実際が分かる略案も可とするが、単元の全体計画が分かる資料を添付すること。 <input type="checkbox"/> 訪問当日の日程
要請訪問B (国語、社会、算数・数学、理科、外国語活動・外国語)	1年間を通して、継続的に学力向上に向けた授業研修を希望する学校の要請に応じ、指導や助言に当たる。 (*2「ユニット1」)		①、②を希望する場合 上記のものに加えて <input type="checkbox"/> 研究実践の概要 <input type="checkbox"/> 成果と課題

*1「ユニット2」…義務教育課、各教育事務所・出張所、高校教育課、総合教育センターの国語、社会、算数・数学、理科、外国語担当指導主事等

*2「ユニット1」…義務教育課の国語、社会、算数・数学、理科、外国語担当指導主事等

(5) 特別支援教育実践研修（詳しくは「令和6年度特別支援教育の研修・相談案内」を参照）

※旅費は県教育委員会が負担

形態	内容(訪問者)	留意事項	送付資料
通常の学級実践研修	通常の学級の担任の実践的指導力の向上を図るとともに、特別支援教育支援員配置校においては、特別支援教育支援員との連携等による指導・支援の充実を図るための指導や助言に当たる。 (特別支援教育担当指導主事)	・対象学級の授業提示を行うこと。 ・複数の特別支援教育支援員が配置されている学校であっても、授業提示は1授業とすること。	<input type="checkbox"/> 実施計画書 <input type="checkbox"/> 学習指導案 <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画（作成している場合） <input type="checkbox"/> 個別の指導計画 <input type="checkbox"/> 特別支援教育の年間計画
通級による指導実践研修	通級による指導担当教員の実践的指導力の向上を図るとともに、地域の特別支援教育の推進を図るための指導や助言に当たる。 (特別支援教育担当指導主事)	・授業提示を日程に組み込むこと。 ・研修実施校だけでなく、管内の通級指導教室設置校は、教育事務所・出張所が提供する情報を参考に、本研修を研修の場として積極的に活用すること。	<input type="checkbox"/> 実施計画書 <input type="checkbox"/> 学習指導案 <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画
特別支援学級実践研修	特別支援学級担任の実践的指導力の向上を図るための指導や助言に当たる。 (特別支援教育担当指導主事、特別支援学校の教職員)	・対象学級の授業提示を行うこと。 ・近隣の小・中学校等に研修の場を提供できるように、本研修の実施校は参加の呼び掛けを検討すること。	<input type="checkbox"/> 実施計画書 <input type="checkbox"/> 学習指導案 <input type="checkbox"/> 個別の教育支援計画 <input type="checkbox"/> 個別の指導計画 <input type="checkbox"/> 提示授業の年間指導計画

(6) 要請訪問

※旅費は市町村教育委員会又は研究団体等が負担

内容(訪問者)	留意事項	送付資料
各学校、県・市町村・地区研究団体等の要請に応じ、指導や助言に当たる。 (教科等担当指導主事、生徒指導担当指導主事、特別支援教育担当指導主事)	・自校の研修計画に基づく必要性を明確にし、訪問の要請をすること。 ・教科等に関わる研究協議会や実技研修の実施も可能であること。 ・県・市町村・地区研究団体等の研究会への要請は当該研究団体等が南教育事務所に申請すること。	<input type="checkbox"/> 学習指導案 <input type="checkbox"/> 訪問当日の日程 <input type="checkbox"/> 学校又は研究団体の、研究主題及び研究に関わる資料等

※送付資料は、PDFファイルにして、訪問する指導主事のメールアドレス宛てに訪問日の1週間前までに送付すること。

※次の資料については、訪問する指導主事の教育事務所・出張所宛てに訪問日の1週間前までに郵送するか、又は個人名等を特定できないようにするなど（イニシャルにするなど）した上で、PDFファイルにして訪問する指導主事のメールアドレス宛てに訪問日の1週間前までに送付すること。

- ・「児童生徒支援加配・生徒指導専任加配及び養護教諭加配に係る教員加配校訪問」「生徒指導訪問」の個人情報が含まれる資料
- ・「特別支援学級等新設・増設校訪問」「教科等訪問（特別支援）」の資料
- ・「特別支援教育実践研修」の資料